

重度障害者・難病患者等の在宅生活を支援するための制度について

補装具費支給制度

1 補装具とは

障害者総合支援法に基づく補装具は、身体障害者、身体障害児及び難病患者等の失われた身体機能を補完又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用される用具をいい、以下の①～③全てを満たすものと定義されています。

- ① 障害者等の身体機能を補完又は代替し、かつ、その身体への適合を図るように製作されたもの
- ② 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの
- ③ 医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるもの

2 補装具の種目及び基準価格

別紙1「補装具種目一覧」のとおり。

注1 原則として、『補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定に関する基準』に記載された製品、基準額の範囲内での支給となります。ただし、身体障害児者あるいは難病患者等の障害の状況その他、やむを得ない事情により、基準内の補装具では対応できない場合、「特例補装具」として支給することができます。

注2 支給決定された補装具について、使用者本人が希望するデザイン、素材等に加え、介助者のみが使用する機能の追加を希望する場合は、追加する当該機能が使用者の身体機能の補完及び適合に影響を与えないと認められる場合に限り、当該補装具に係る基準額との差額を本人が負担することとして支給の対象とすることは、差し支えないこととされています。

3 補装具費の支給について

(1) 補装具費の支給を受けるには

補装具費の支給を受けるには、支給を申請する時点で身体障害者手帳を所持しているか、又は難病患者等であって、医師意見書等により補装具が必要な障害状況と認められる必要があります。

支給を受けようとする補装具については、それを使用する部位の障害名が身体障害者手帳に記載されていることが必要になります。なお、難病患者等は、手帳未取得の場合、医師意見書等を通じ個々の身体状況に応じて必要性を判定します。（「重度障害者用意思伝達装置」については、神経筋疾患の難病の場合のみ手帳不要）

(2) 障害者総合支援法以外の補装具の制度

補装具に関連する制度には、障害者総合支援法のほかに、戦傷病者特別援護法、労働者災害補償保険法及び介護保険法による福祉用具貸与制度があります。いずれの制度も障害者総合支援法に優先して適用されます。

(3) 治療のために使用される装具

装具には治療の手段として一時的に使われるものがあります。このような治療用装具は健康保険による給付が受けられるため、障害者総合支援法による給付の対象にはなりません。障害者総合支援法による補装具は、治療終了後、症状が固定し、職業その他日常生活の効率の向上を図るうえで必要な場合に給付の対象となります。

(4) 補装具の支給個数と再交付

支給個数は、1 種目につき 1 個が原則となります。

再交付は、種目や型式ごとに耐用年数（通常の装用状態において当該補装具が修理不能となるまでの想定年数）が設定されており、通常の補装具の再交付は耐用年数を過ぎてから行われます。しかし、身体成長や障害状況の変化等で適合しなくなった（合わなくなった）場合や、著しく破損し修理不可能な場合は、耐用年数内でも再交付が可能です。ただし、耐用年数の経過後でも、修理等により継続して使用可能な場合は再交付の対象になりません。

3 申請から支給までの流れ

- ① 相談（申請者→各区役所障害保健福祉課）
- ② 見積書（登録事業者→申請者）
医師意見書（主治医→申請者）
- ③ 申請（申請者→各区役所障害保健福祉課）
- ④ 判定依頼・意見照会（各区役所障害保健福祉課→地域リハビリテーション推進センター）

- ・地域リハビリテーションセンターにおいては、補装具の支給に当たり、医学的判定や補装具の構造・機能等の技術的助言を行います。
- ・補装具の種目によって、来所判定の有無や必要書類が異なります。

- ⑤ 判定結果（地域リハビリテーション推進センター→各区役所障害保健福祉課）
- ⑥ 支給決定・補装具支給券の発行（各区役所障害保健福祉課→申請者）
- ⑦ 補装具費支給券と引き換えに補装具を受領（申請者→登録業者）
- ⑧ 補装具費の請求（登録業者→京都市）

4 利用者負担について

原則として、購入、借受け又は修理に係る費用の1割を利用者が負担します。ただし、所得の低い方の負担の軽減を図るため、利用者負担には負担上限月額を設定しています。なお、障害者の世帯の市民税最多課税者の課税額が市民税所得割46万円以上の場合は給付対象外となります。障害児の世帯は、市民税所得割46万円以上の世帯も対象とし、負担上限は18,600円を適用します。

国				京都市			
所得階層区分			負担上限月額	所得階層区分			負担上限月額
生活保護受給世帯			0円	生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			0円	市民税非課税世帯			0円
市民税課税世帯	障害者	本人及び配偶者のうち最多課税者の課税額が市民税所得割46万円未満	37,200円	市民税課税世帯	障害者	市民税世帯所得割16万円未満	18,600円
		本人及び配偶者のうち最多課税者の課税額が市民税所得割46万円以上	支給対象外			市民税世帯所得割16万円以上 (本人及び配偶者のうち最多課税者の課税額が市民税所得割46万円以上)	37,200円
	障害児	全員	37,200円		障害児	全員	18,600円

※網掛け部分が京都市独自軽減分

※ 児童の場合、申請者は保護者となります。

また、兄弟等、複数の障害児の利用が同一月にある場合で、申請者が同一人物（兄弟とも父を保護者に設定する場合等）であれば、上記負担上限月額までの負担となります。

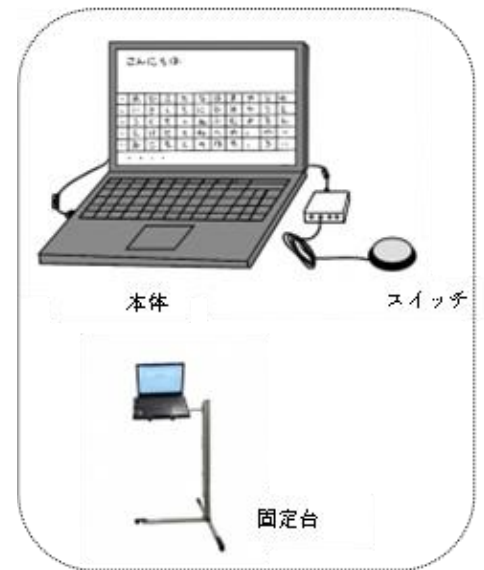
※ 市民税非課税世帯は、市民税所得割及び均等割の両方とも非課税である世帯を指しており、市民税所得割額が0円である世帯であっても、市民税均等割額が課税されている場合は市民税課税世帯となります。

★重度障害者用意思伝達装置について

1 定義等

ソフトウェアが組み込まれた専用機器であること。

本体・入力装置・(スイッチ)、周辺機器の3つの部分で構成されます。スイッチを必要とせず、本体を直接押すことで使用できる場合は「日常生活用具」の携帯用会話補助装置に該当するので、補装具では取り扱いません。



*主な入力装置 (スイッチ)

接点式：押しボタンスイッチ

帯電式：いわゆるタッチセンサー

筋電式：皮膚に電極を貼り付けて、筋電を検知

圧電素式：体の動きによって圧電素子（薄板）がたわみ、発生した電圧を検知

空気圧式：エアバッグを身体の様々な部位で押し、その空気圧変化を検知

視線検出式：視線の動きをセンサーで捉え、信号処理によって出力を得る



↑押しボタンスイッチ入力



↑視線スイッチ入力

*支給実績

	令和3	令和4	令和5	令和6
購入	10件	6件	7件	10件
修理	6件	6件	0件	2件

*申請の多い機種

TCスキャン、m i y a s u k uなどの「視線入力式」

2 対象者

- ① 四肢（四肢体幹）機能障害1級の手帳を所持していること
- ② 音声・言語機能障害3級の手帳を所持していること
- ③ 何らかの方法により、50音表を利用して文の表現が可能なこと
- ④ 重度障害者用意思伝達装置によらなければ、意思の伝達が困難、又は、将来困難になるもの。
ただし、進行性疾患で重度化が見込まれる場合は、音声・言語機能障害4級でも可能

* 意思伝達装置の操作には、本人が文字やシンボルを認識の上選択して意思を表せることが

必要になります。自ら言葉を出すことが出来ていなかった場合は、意思伝達装置を使うことは難しい場合があります。そのため、認知面など知的な能力の確認も必要となります。

- ※ 進行性の難病患者等については、判定時に身体状況が必ずしも支給要件に達していない場合がありますが、急速な進行により支給要件を満たすことが確実と診断された場合などには、早期支給を行えるよう状況を考慮する場合があります。

3 耐用年数

5年

4 申請時の留意点

- ・ 申請予定の機器を一度は試行していただき、十分に使いこなせるという評価ができた段階で申請してください。
- ・ 支給個数は、1個が原則です。また、使用目的に応じて複数のスイッチを支給も行っていない。

※ 透明文字盤（右図）との併用は支給対象とされています。



5 判定方法

(1) 書類判定

通常は、身体障害者更生相談所による書類判定を行います。

書類判定には、医師意見書、評価書（作業療法士と言語聴覚士）、見積書、カタログ、副申書が必要になります。

(2) 訪問審査による判定

必要な評価書が用意できない場合は、身体障害者更生相談所の職員が訪問し、申請予定機器を使いこなせているかどうか等を評価します。

6 特例補装具費の支給について

例えば、「マイトビー I-16」は、視線入力装置と本体が一体型（タブレット型）となっているものですが、基準価格を上回る製品であるため、補装具費では支給できません。

特例補装具としての申請を行うに当たっては、他のタブレット型の機種との比較を行ったうえで、当該機種でなければならないという医学的な理由が必要になります。

日常生活用具給付制度

1 日常生活用具とは

日常生活用具は、重度の障害のある方が日常生活を営むうえでの不便を解消し、自立して生活を営むことを容易にするための用具です。

2 品目及び対象者

別紙2「要綱別表1」のとおり

*1 ㊦マークの記載されているものは、介護保険制度が優先となります。

*2 ㊧マークの記載されているものは、難病患者等の方も対象となります。

*3 ㊨マークの記載されているものは、施設入所の方も対象となります。

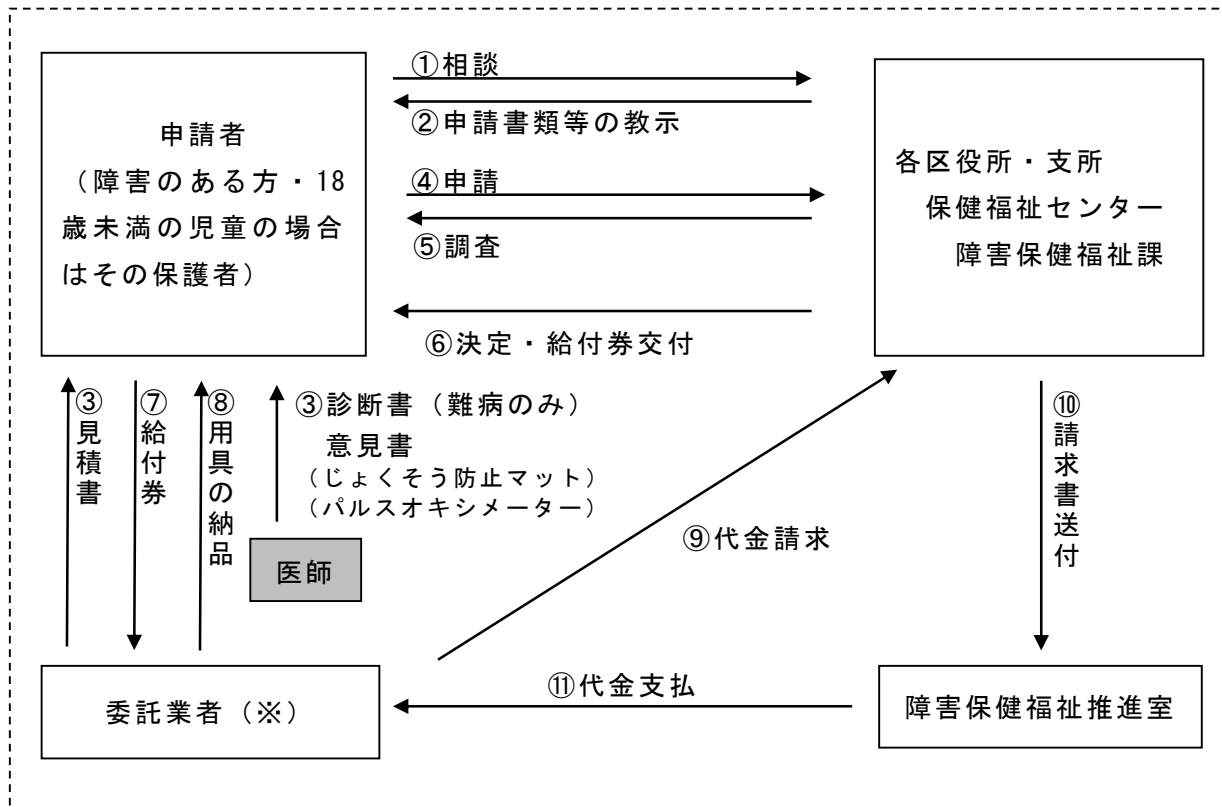
種 目	名 称	
介護・訓練 支援用具	特殊寝台 ㊦ ㊧	特殊マット ㊦ ㊧
	じょくそう防止マット ㊦ ㊧	特殊尿器 ㊦ ㊧
	入浴担架	体位変換器 ㊦ ㊧
	移動用リフト ㊦ ㊧	訓練いす（児童のみ）
	訓練用ベッド ㊧	
自立生活 支援用具	入浴補助用具 ㊦ ㊧	便器 ㊦ ㊧
	T字状・棒状のつえ ㊧ ㊨	歩行支援用具 ㊦ ㊧
	頭部保護帽 ㊨	特殊便器 ㊦ ㊧
	火災警報器 ※1	自動消火器 ※1 ㊧
	電磁調理器	歩行時間延長信号機用小型送信機
	聴覚障害者用屋内信号装置	
在宅療養等 支援用具	透析液加温器	ネブライザー ㊧
	電気式たん吸引器 ㊧	酸素ボンベ運搬車

	盲人用体温計（音声式）	盲人用体重計
	動脈血中酸素飽和度測定器 （パルスオキシメーター） （難）	
情報・意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置 （難）	点字ディスプレイ
	点字器 （施）	点字タイプライター
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者用活字文書読上げ装置
	視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者用音声読書器
	盲人用時計	聴覚障害者用通信装置
	聴覚障害者用情報受信装置	人工喉頭 （施）
	情報・通信支援用具 （施）	
排泄管理 支援用具	ストーマ装具（消化器系・尿路系） （施）	
	紙おむつ （施） ※2	
	収尿器 （施）	
居宅生活動作 補助用具	居宅生活動作補助用具 （介）（難）	

3 利用者負担額

所得階層区分			負担上限月額
生活保護受給世帯			0円
市民税非課税世帯			0円
市民税課税世帯	障害者	市民税世帯所得割16万円未満	18,600円
		市民税世帯所得割16万円以上 〔本人及び配偶者のうち最多課税者の課税額が市民税所得割46万円未満〕	37,200円
		本人及び配偶者のうち最多課税者の課税額が市民税所得割46万円以上	支給対象外
	障害児	全員	18,600円

4 申請から給付までの流れ



5 差額自己負担について

令和4年度末までは、基準価格を超過する用具は給付対象外としていましたが、令和5年度から、基準価格を超過する用具についても給付対象としました。なお、基準価格を超過した額については全額自己負担となります。

6 直近の基準価格等の見直しについて

(1) 令和6年度

ア 給付対象者の見直し

- ・情報・通信支援用具の給付対象者の要件を緩和し、在宅生活者に限らないこととしました。

イ 基準価格の見直し

- ・視覚障害者用拡大読書器
価格198,000円→250,000円
- ・視覚障害者用時計
(触読時計) 価格10,300円→14,000円
(音声時計) 価格13,300円→16,500円

ウ 障害児の所得制限撤廃

市民税課税世帯のうち最多課税者の所得割額46万円以上の場合を対象外としていた)を撤廃し、補装具に準じた利用負担軽減策として、負担上限月額を18,600円とした。

(2) 令和 7 年度

ア 給付対象の拡大

- ・動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

【見直し前】

対象者：難病等により人工呼吸器の装着が必要な者

基準額：157,500円

【見直し後】

対象者：難病等、心臓機能障害3級以上、呼吸器機能障害3級以上のいずれかに該当する者で、人工呼吸器の装着が必要な者又は在宅酸素療法を行う者

基準額：呼吸状態を継続的にモニタリングすることが必要な者 157,500円

それ以外の者 32,800円

イ 基準価格の見直し

- | | | | |
|-------------|----------|---|----------|
| ・じょくそう防止マット | 80,000円 | → | 121,000円 |
| ・移動用リフト | 159,000円 | → | 424,000円 |
| ・特殊尿器 | 67,000円 | → | 101,000円 |
| ・便器 | 9,850円 | → | 25,410円 |
| ・電気式たん吸引器 | 56,400円 | → | 63,800円 |
| ・点字タイプライター | 63,100円 | → | 82,000円 |
| ・自動消火器 | 28,700円 | → | 40,000円 |

京都市重度障害者住宅環境整備費 助成事業（いきいきハウジングリフォーム）

1 事業概要

重度の場外のある方の日常生活を行いやすくし、介護者の負担軽減のため、住宅改造や移動設備の設置を行う場合に、専門チームが相談に応じ、必要な費用の一部を助成します。

2 対象者

京都市内にお住まいで、次の①～④全てに該当する方

① 住宅改造…身体障害者手帳 1～2 級又は療育手帳 A 判定

移動設備…四肢機能障害、両下肢機能障害又は片上下肢麻痺機能障害で身体障害者手帳 1 級

② 原則として、施設や病院に入所・入院中でない方

③ 借家の場合、所有者（管理者）から承諾の得られる方

④ 生活保護世帯又は本人と同一世帯員の市民税所得割額の合計が 23 万 5 千円未満

3 対象工事の例示

(1) 住宅改造

ア 浴室 浴室の深さの変更、滑り止め、手すり、折戸等への取替え ほか

イ トイレ 便器の様式化、手すり、引き戸等への取替え ほか

ウ 玄関 スロープ、段差解消、引き戸への取替え ほか

エ 廊下・階段 手すり、滑り止めの設置 ほか

オ 居室 敷居の段差解消、和室の洋室化 ほか

(2) 移動設備

段差解消機、階段昇降機、天井走行型リフト

※ 住宅の新築、購入又は全面改築に伴って行われる工事、家屋の維持補修、設置工事を伴わない手すり等の購入は対象になりません。また介護保険の福祉用具や住宅改修が優先となります。

4 助成額

リフォームに必要な額に助成率を乗じた額を、限度額の範囲内で助成します。なお、助成を受けられるのは、原則として 1 世帯につき 1 回に限ります。

(1) 本事業にのみ対象となる方

世帯区分	助成率	助成限度額	
		住宅改造	移動設備
生活保護世帯及び市民税非課税世帯	4 / 4	50 万円	65 万円
市民税課税（所得割 23 万 5 千円未満世帯）	3 / 4	40 万円	50 万円

(2) 本事業と、介護保健又は日常生活用具の住宅改修にも該当する方

他制度	限度額	いきいきハウジングリフォーム		
介護保険 の住宅改修	20万円	世帯区分	助成率	助成限度額 (住宅改造)
日常生活用具 の住宅改修	20万円	生活保護世帯及び市民税非課税世帯	4／4	30万円
		市民税課税（所得割 23 万 5 千円未満世帯）	3／4	20万円

＊介護保険と日常生活用具の両方の給付要件を備える方は、介護保険が優先されます。

＊移動設備設置については表（１）のみの適用となります。

5 相談・申請先

（公社）京都市身体障害者団体連合会で受け付けています。

まず、お電話でご相談ください。

電話：０７５－８２２－０７７９

月曜日～金曜日 午後９時３０分～午後５時

6 相談から助成までの流れ

- ①相談受付・・・電話で申込み、資格要件等の確認
- ②面接相談・・・来所面談
- ③自宅訪問・・・実施業者立会いのもと自宅訪問
- ④改善案の作成・・・必要な調査、改善案の作成
- ⑤申請・・・申請書類を提出
- ⑥審査決定・・・助成決定通知書が届いたら実施業者に着工依頼
- ⑦着工・・・工事着工
- ⑧完了報告・検査・・・完了検査訪問、助成券を業者に渡す
- ⑨助成費請求・支払・・・申請者は自己負担分を実施業者に支払お、実施事業者は助成金を市に請求する

京都市在宅人工呼吸器使用者等非常用電源装置購入支援事業

1 事業概要

在宅で常時人工呼吸器を使用する方が、災害発生等の非常時にも生活を継続できるよう、発電・蓄電が可能な非常用電源装置の購入費用を助成します。

2 対象者

以下のいずれかに該当する方が対象となります。

- ・ 特定医療費（指定難病）受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
- ・ 小児慢性特定疾病受給者証に人工呼吸器使用の記載がある。
- ・ 身体障害者手帳の呼吸器機能障害 1 級で常時人工呼吸器を使用している。
- ・ その他、かかりつけ医の意見書により常時人工呼吸器使用の証明がある。

※ 医療機関、介護保険施設、障害者支援施設及び障害児入所施設に入院・入所中の方は対象外となります。また、睡眠時無呼吸症候群当による CPAP（持続性陽圧呼吸療法）の場合は対象外となります。

3 対象装置

① 正弦波インバーター発電機

ガスボンベ等で作動する正弦波インバーター発電機で、定格出力が 850VA 以上のもの

② ポータブル電源

蓄電機能をゆうする正弦波交流出力の電源装置で、定格出力が 300W 以上のもの
本体とセット販売のソーラーパネルも対象

③ カーインバーター

自動車用バッテリーの直流電源を正弦波交流電源に変換する装置で、定格出力が 300W 以上のもの

4 補助率

市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯 10 分の 10

市民税課税世帯 10 分の 9

※ 18 歳以上の方は、本人又は配偶者のうち最多所得者の市民税所得割額が 46 万円以上の場合は対象外

5 補助上限額

8 万円

6 令和 7 年度の申請受付期間

令和 7 年 5 月 12 日（月）～令和 8 年 2 月 28 日（土） 郵送・消印有効

7 補助金の支払方法

原則として、購入後の精算払いとなりますが、京都市と代理受領契約を締結している事業者か

ら購入する場合は、自己負担分のみを事業者にお支払いいただき、京都市から事業者に補助金を交付する方法もあります。

代理受領契約事業者は、ホームページに掲載しています。

(申請の流れ)

償還払いの場合	代理受領払いの場合
①本事業の対象となるかを確認 ②購入する用品の選定 ③販売店で見積書の作成を依頼 ④申請 ⑤補助の決定 ⑥用品の購入 ⑦実績報告 ⑧補助金額の確定 ⑨補助金の請求・支払	①本事業の対象となるかを確認 ②購入する用品の選定 ③販売店で見積書の作成を依頼 京都市と代理受領契約を締結している販売店に②で決定した用品の見積書を作成してもらう。 ④申請 ⑤補助の決定 ⑥用品の購入 ③の販売店に交付券を渡し、自己負担金がある場合は代金を支払って、用品を購入する。 ⑦実績報告 ⑧補助金額の確定 京都市から申請者及び②の販売店へ補助金額決定通知書を送付する。 ⑨補助金の請求・支払 ③の販売店が請求書を申請先へ郵送する。 その後、京都市から補助金を指定口座に振り込む。

(ホームページ)

申請書類等のダウンロード、代理受領契約事業者等はホームページをご覧ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000338770.html>

